

(証券コード 4592)

平成30年4月12日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
サンバイオ株式会社
代表取締役社長 森 敬 太

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年4月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年4月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル 2階 ベルサール神田
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第5期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 監査役1名選任の件
 - 第2号議案 当社及び当社の子会社の従業員に対する新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の承認の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.sanbio.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年2月1日から  
平成30年1月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度、当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成29年2月1日～平成30年1月31日）におけるわが国経済は、企業収益及び雇用環境が引き続き底堅く推移するなか、個人消費の緩やかな改善を受け景気は回復基調を継続しました。米国においては、企業収益の回復トレンドが続くなか、雇用・所得環境の改善を背景に景気回復が持続しました。

日本の再生医療業界においては、平成26年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって、再生医療の産業促進化が進むなか、平成27年9月には、新制度の早期承認制度下で初めてとなる国内の再生医療等製品に対する条件・期限付き販売の承認がされるなど、再生医療等製品の実用化が現実となりつつあります。また、米国においては平成28年12月に、21st Century Cures Act（21世紀治療法）が可決されました。新しい法制度のもと、再生医療が先進治療として新たなカテゴリー（RMAT：Regenerative Medicine Advanced Therapy）として識別されるとともに、今後、再生医療関連製品に係る承認制度の整備や新薬承認のスピードアップが図られていくことが予想されます。

このような環境のもと、当社グループ（以下、当社及び連結子会社 SanBio, Inc.（米国カリフォルニア州マウンテンビュー市）の2社を指します。）は、中枢神経系疾患に対する新しい治療薬として当社グループ独自の再生細胞薬SB623の事業化を目指し、日米を中心に開発を進めています。

当連結会計年度においては、SB623慢性期脳梗塞プログラムでは、米国で実施しているフェーズ2b臨床試験（被験者156人規模、二重盲検試験）の組み入れが順調に進み、平成29年12月22日付で、最終的に163人の被験者を組み入れて患者募集を終了いたしました。組み入れ完了後は12か月の経過観察期間を得て、トップライン結果は平成32年1月期前半に発表する予定です。なお、本試験については、患者組み入れ50%、75%、100%の段階

で、外部安全性データモニタリング委員会（注）による試験の継続に係る審査を通過しております。

また、同プログラムの日本の開発については、平成21年に帝人株式会社と開発及び販売に関する独占的ライセンス契約を締結しましたが、平成30年2月14日付で本契約を解消することで両社合意いたしました。これにより、国内の本プログラムに関する権利は当社グループに返還され、今後は当社グループが日本における慢性期脳梗塞を適応症とする開発を行っていきます。

SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、日米2か国で実施しているフェーズ2臨床試験（被験者52人規模、二重盲検試験）において、米国では平成28年7月に、日本では平成28年10月にそれぞれ最初の被験者の組み入れが開始され、平成30年3月13日時点で、予定組み入れ患者数52人（予定に対する進捗率100%）を既に組み入れております。あと数人の予約済の被験者の組み入れが完了次第、フェーズ2臨床試験の組み入れは完了する予定です。同プログラムについては、米国において先に行われた慢性期脳梗塞を対象としたフェーズ1/2a臨床試験の結果を受け、米国食品医薬品局（FDA）及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）からフェーズ1を行わないことの承認を取得して、フェーズ2からスタートしております。また、本試験についても患者組み入れ50%の段階で外部安全性データモニタリング委員会による試験の継続に係る審査を通過しております。同プログラムについては、フェーズ2臨床試験完了後、日本においては、改正薬事法下でスタートしている再生医療等製品に対する条件・期限付き販売承認制度（早期承認制度）の活用を目指しており、世界中のどこよりも早く日本での実用化を目指していきます。

上記2つのプログラムの進捗に伴い、平成28年6月にはSB623の慢性期脳梗塞プログラム・フェーズ1/2a臨床試験の投与後12か月経過時の結果に関する論文が米国心臓協会（American Heart Association）発刊の医療専門誌STROKEに掲載され、その後、平成29年2月に同協会から2016年イノベーション・アワード第3位を受賞し、多くの医療関係者並びにメディアの注目を集めました。また、平成29年6月には、カリフォルニア州再生医療機構（CIRM）より、SB623の慢性期脳梗塞フェーズ2b臨床試験に対して総額200万米ドルの補助金を獲得しました。CIRMは、競争力の高い補助金プログラムを通して再生医療、特に幹細胞治療の研究開発を促進することを目的に設立された公的機関ですが、今回の補助金獲得は、当社グループの財務の健全化に大きく貢献するのみならず、CIRMの専門家チームによる審査

でSB623の将来性が高く評価されたことを示唆するものです。本補助金は、予め設定された開発マイルストーンに応じて複数回に分けて受領することになっており、当連結会計年度末までに、本補助金20百万米ドルのうち、本補助金に係るCIRMとの契約締結分4.5百万米ドル、患者組み入れ65%達成分の4.9百万米ドル、組み入れ85%達成分の4.1百万米ドル、及び全患者組み入れ完了分の4.5百万米ドルの合計18百万米ドルを既に受領しております。当連結会計年度においては、受領した18百万米ドルのうち、6百万米ドルについて、営業外収益679百万円として計上しております。

このような状況のなか、当連結会計年度の業績については、当社グループが北米において大日本住友製薬株式会社と締結しているSB623の共同開発及び販売ライセンス契約により受領した開発協力金収入等の収入により、事業収益は490百万円（前連結会計年度は事業収益949百万円）となりました。営業損失は、上述の慢性期脳梗塞及び慢性期外傷性脳損傷を対象とした2つの開発プログラムに係る臨床試験費用等を含む費用として研究開発費4,156百万円を計上した結果、4,378百万円（前連結会計年度は営業損失1,932百万円）となりました。また、カリフォルニア州再生医療機構（CIRM）からの補助金分として営業外収益679百万円及び為替差損180百万円を計上したことにより、経常損失は3,947百万円（前連結会計年度は経常損失2,166百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は3,940百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,835百万円）となりました。

また、当社における当事業年度の業績は、事業収益の計上はなく（前事業年度は事業収益56百万円）、営業損失は567百万円（前事業年度は営業損失570百万円）、経常損失は679百万円（前事業年度は経常損失744百万円）、当期純損失は672百万円（前事業年度は当期純損失745百万円）となりました。

なお、当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

(注) 外部安全性データモニタリング委員会とは、有害事象のほか、試験の変更や終了、あるいは被験者の試験への参加継続の意思に影響を与える可能性のある情報について監視し、臨床試験の進行状況、安全性データを評価するとともに、試験の継続、変更、又は中止を勧告するために設立される機関。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は16百万円であり、主なものは研究開発用設備等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として900百万円の調達を実施しました。当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、金融機関2行と総額2,100百万円のコミットメントライン契約を行っております。また、当連結会計年度中の新株予約権の行使（発行株式数383,249株）により、総額46百万円の資金調達を行いました。この結果、当社の資本金は3,875百万円、発行済株式数は45,492,281株となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                | 第2期<br>(平成27年1月期) | 第3期<br>(平成28年1月期) | 第4期<br>(平成29年1月期) | 第5期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年1月期) |
|------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 事業収益(百万円)                          | 3,229             | 1,174             | 949               | 490                            |
| 経常利益<br>又は経常損失(△)(百万円)             | 2,228             | △1,172            | △2,166            | △3,947                         |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は当期純損失(△)(百万円) | 1,736             | △988              | △1,835            | △3,940                         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円)   | 44.31             | △22.67            | △40.88            | △86.85                         |
| 総資産(百万円)                           | 1,755             | 8,271             | 6,292             | 5,193                          |
| 純資産(百万円)                           | △87               | 6,366             | 4,594             | 853                            |
| 1株当たり純資産額(円)                       | △2.22             | 142.66            | 101.52            | 18.33                          |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分              | 第2期<br>(平成27年1月期) | 第3期<br>(平成28年1月期) | 第4期<br>(平成29年1月期) | 第5期<br>(当事業年度)<br>(平成30年1月期) |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 事業収益(百万円)        | —                 | —                 | 56                | —                            |
| 経常損失(△)(百万円)     | △226              | △465              | △744              | △679                         |
| 当期純損失(△)(百万円)    | △227              | △466              | △745              | △672                         |
| 1株当たり当期純損失(△)(円) | △5.79             | △10.71            | △16.60            | △14.82                       |
| 総資産(百万円)         | 1,696             | 8,125             | 7,586             | 7,978                        |
| 純資産(百万円)         | △100              | 6,867             | 6,227             | 5,604                        |
| 1株当たり純資産額(円)     | △2.55             | 153.89            | 137.70            | 122.78                       |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容               |
|--------------|-----------|----------|-----------------------|
| SanBio, Inc. | 2,908千USD | 100.0%   | 他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発事業 |

### (4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループが、日米における再生細胞医薬品SB623の製造及び販売の開始を目指すなか、国内においては、再生医療が政府の掲げる成長戦略のひとつに取り上げられました。これにより、再生医療分野における科学・基礎研究に手厚い支援及び助成金の実施がされるとともに、薬事法が改正され再生医療等製品が新たに規定される等法制度の見直しもあり、再生医療産業促進化が現実のものとなりつつあります。このような環境のなかで、当社グループは、次の対処課題に取り組んでまいります。

#### ① SB623脳梗塞及び外傷性脳損傷プログラムの日米における承認取得及び販売開始

現在、SB623の慢性期脳梗塞プログラムについては、米国において大日本住友製薬株式会社と共同開発契約のもと開発を進めており、平成27年12月にフェーズ2b臨床試験（被験者156人規模）の被験者募集を開始し、平成29年12月には最終的に163人の被験者を組み入れてフェーズ2b臨床試験を終了しました。組み入れ完了後は、12か月の経過観察期間を経て、平成32年1月期前半に結果が公表される予定です。同プログラムの日本における開発については、平成21年に帝人株式会社と共同開発及び販売権ライセンスアウトに関する契約を締結しておりましたが、平成30年2月14日付で同契約について合意解約し、当該契約の対象としていたすべての権利は当社グループへ返還されました。今後、当社グループは、日本における同プログラムの承認取得に向け、当社単独での開発に着手し、早期の販売を目指してまいります。一方、当社グループが単独で進めている外傷性脳損傷プログラムについては、米国において平成28年7月にフェーズ2臨床試験（被験者52人規模）の最初の被験者の組み入れを開始しておりますが、日本に

においても、平成28年4月に医薬品医療機器総合機構（PMDA）より治験実施許可がおりたことから、同年10月には日本からも被験者の組み入れを開始し、現在、日米2か国のグローバル治験として実施しております。平成30年3月13日時点で、予定組み入れ患者数52人（予定に対する進捗率100%）を既に組み入れております。あと数人の予約済の被験者の組み入れが完了次第、フェーズ2臨床試験の組み入れは完了する予定です。外傷性脳損傷プログラムについては、フェーズ2臨床試験の結果をもって、日本の再生医療等製品に係る条件・期限付き早期承認制度の活用を目指してまいります。

#### ② 市販後の製造・物流・販売体制の構築

上述した現状の日米におけるSB623脳梗塞及び外傷性脳損傷プログラムの開発状況を踏まえると、SB623市販後の製造・物流・販売体制を見据えた準備の必要があります。そのため、グローバルな対応が可能な製造体制及び品質管理体制の構築（特に日本での市販が可能になった際に、相当量の細胞薬を安定して医療機関に供給する製造体制及び製造能力の構築及び医療機関にスムーズに製品を供給するための物流・販売体制の構築）を図ってまいります。

#### ③ SB623の適応拡大及びそれ以外のパイプラインの進捗

当社グループは、SB623の対象疾患を現在の慢性期脳梗塞及び外傷性脳損傷から、網膜変性疾患（加齢黄斑変性等）、パーキンソン病、脊髄損傷及びアルツハイマー病へと順次適応拡大を図る予定であります。

現在、網膜変性疾患、脊髄損傷、パーキンソン病を対象としたプログラムについては非臨床試験段階であり、引き続きフェーズ1臨床試験開始に向けて準備を進めてまいります。さらに、SB623以外では、再生細胞薬SB618（機能強化型・間葉系幹細胞）及び再生細胞薬SB308（筋肉幹細胞）を、次の新薬候補として保有しており、これらのパイプラインについても早期に研究開発に着手してまいります。

#### ④ SB623の販売エリア拡大

当社グループは、SB623の慢性期脳梗塞プログラムについては、大日本住友製薬株式会社と米国・カナダ地域における共同開発及び販売権ライセンスアウトに関する契約を締結しており、北米（カナダ含む。）での慢性期脳梗塞を対象とした販売に向けて取り組んでおります。今後、欧州、アジア

ア、南米などの地域においても販売ができるように、それら地域をカバーしている製薬会社との提携を模索する等してエリアの拡大を図ってまいります。

また、外傷性脳損傷プログラムについても、同様にエリアの拡大のための施策等を検討してまいります。

#### ⑤ 資金調達

当社グループは、上記のとおり、慢性期脳梗塞及び外傷性脳損傷を対象疾患としたSB623の開発を加速するために、またSB623の適応拡大、エリア拡大及びSB623以外のパイプラインを進捗させるために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通して、開発に必要な資金調達の多様化を図ってまいります。

#### ⑥ 人材の獲得

当社グループの研究開発体制は、コア・コンピタンスとなる研究開発や試薬製造プロセスのデザイン等は自社で行い、臨床試験及び試薬製造等の業務は外部協力業者を活用するなど効率的に行っております。現在は小規模組織での運営を行っておりますが、開発の加速、市販後体制の構築、適応疾患の拡大、パイプラインの進捗等に応じて、今後、適切かつ十分な人材確保に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成30年1月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発及び販売業務であります。当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(6) 主要な営業所（平成30年1月31日現在）

① 当社の主な事業所

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都中央区 |
|-----|--------|

② 当社グループの主な事業所

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 研 究 所 | Mountain View, CA, USA |
|-------|------------------------|

(7) 使用人の状況（平成30年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 区 分             | 使 用 人 数  | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|----------|-------------|
| 他家幹細胞を用いた再生細胞事業 | 23 (0) 名 | - (0) 名増    |
| 全 社 ( 共 通 )     | 9 (0) 名  | 5 (0) 名減    |
| 合 計             | 32 (0) 名 | 5 (0) 名減    |

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|---------|-------------|
| 8名      | 41.6歳   | 1年7ヵ月       |

| 区 分             | 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 |
|-----------------|---------|-----------|
| 他家幹細胞を用いた再生細胞事業 | 3 (0) 名 | 1 (0) 名増  |
| 全 社 ( 共 通 )     | 5 (0) 名 | 2 (0) 名減  |
| 合 計             | 8 (0) 名 | 1 (0) 名減  |

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年1月31日現在）

① 企業集団の主要な借入先の状況

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 1,000百万円  |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 900       |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫   | 300       |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 100       |

② 当社の主要な借入先の状況

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 1,000百万円  |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 900       |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫   | 300       |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 100       |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 45,492,281株
- ③ 株主数 15,724名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                             | 持株数（千株） | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 川 西 徹                                                                             | 12,221  | 26.9%   |
| 森 敬 太                                                                             | 5,997   | 13.2    |
| 大日本住友製薬株式会社                                                                       | 2,820   | 6.2     |
| 帝 人 株 式 会 社                                                                       | 2,777   | 6.1     |
| J . P . M O R G A N B A N K<br>L U X E M B O U R G S . A . 3 8 5 5 7 6            | 650     | 1.4     |
| RBC IST 15 PCT LENDING<br>ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT                                | 580     | 1.3     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                                             | 542     | 1.2     |
| THE BANK OF NEW YORK 133524                                                       | 513     | 1.1     |
| RBC ISB S/A DUB NON<br>RESIDENT/TREATY RATE UCITS-<br>C L I E N T S A C C O U N T | 399     | 0.9     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                                 | 389     | 0.9     |

（注）持株比率は自己株式（115株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |           | 第 5 回 新 株 予 約 権                                       |
|------------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |           | 平成26年 4 月 28 日                                        |
| 新 株 予 約 権 の 数          |           | 422, 543 個                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式 422, 543 株<br>(新株予約権 1 個につき 1 株)                 |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |           | 新株予約権 1 個当たり 1.1 円                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権 1 個当たり 300 円<br>(1 株当たり 300 円)                  |
| 権 利 行 使 期 間            |           | 平成26年 4 月 30 日から<br>平成36年 1 月 1 日まで                   |
| 行 使 の 条 件              |           | (注)                                                   |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 社 外 取 締 役 | 新株予約権の数 150, 000 個<br>目的となる株式数 150, 000 株<br>保有者数 1 人 |
|                        | 監 査 役     | 新株予約権の数 52, 500 個<br>目的となる株式数 52, 500 株<br>保有者数 2 人   |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者は、行使期間満了日までの間に、以下のいずれかの事由が生じた場合には、当該事由が生じた日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該上場の日をもって、本(a)記載の行使の条件は消滅する。
- (i) 行使価額を下回る金額の払込金額をもって当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式が処分された場合（但し、当該払込金額が会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。
- (ii) 当社株主により、行使価額を下回る金額を対価として当社普通株式の売買が行われた場合（但し、当該売買時点における当社普通株式の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で売買が行われた場合を除く。）。
- (iii) 当社が、当社が依頼した第三者評価機関から、いずれかの事業年度末日を基準日としてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比較法の方法により評価された当社普通株式の1株当たりの株式評価額（一定の幅で評価が示されるものである場合は、当該幅の下限の金額）がいずれも行使価額を下回る内容の株式価値評価書を受領した場合。

- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i) 当社の許可を得た休職又は(ii) (a) 当社の事務所間の移動若しくは(b) 当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典に基づくIncentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第9回新株予約権                                        | 第10回新株予約権                                      |
|------------------------|-------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |             | 平成29年4月27日                                      | 平成29年11月22日                                    |
| 新株予約権の数                |             | 15,600個                                         | 20,000個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 15,600株<br>(新株予約権1個につき1株)                  | 普通株式 20,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                 |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権1個当たり 1円                                   | 新株予約権1個当たり 1円                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり 1,261円<br>(1株当たり 1,261円)             | 新株予約権1個当たり 3,030円<br>(1株当たり 3,030円)            |
| 権利行使期間                 |             | 平成29年5月12日から<br>平成39年4月26日まで                    | 平成29年12月8日から<br>平成39年11月21日まで                  |
| 行使の条件                  |             | (注)                                             | (注)                                            |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人       | 新株予約権の数 4,000個<br>目的となる株式数 4,000株<br>交付者数 8人    | 新株予約権の数 1株<br>目的となる株式数 1株<br>交付者数 1人           |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 11,600個<br>目的となる株式数 11,600株<br>交付者数 25人 | 新株予約権の数 20,000個<br>目的となる株式数 20,000株<br>交付者数 1人 |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i) 当社の許可を得た退職又は(ii) (a) 当社の事務所間の移動若しくは(b) 当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典第422条に定義されるIncentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（平成30年1月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                      |
|----------|------|-------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 川西徹  | SanBio, Inc. Co-Chief Executive Officer                           |
| 代表取締役社長  | 森敬太  | SanBio, Inc. Chairman and Co-Chief Executive Officer              |
| 取締役      | 古谷昇  | 有限会社ビークル 代表取締役<br>コンビ株式会社 社外取締役<br>株式会社ジズ 社外取締役<br>ビルコム株式会社 社外取締役 |
| 常勤監査役    | 福田訓士 | 株式会社プラチナネットワーク 代表取締役社長                                            |
| 監査役      | 植田俊道 | 響きパートナーズ株式会社 取締役<br>パートナー<br>サインポスト株式会社 社外取締役                     |
| 監査役      | 山角健  | ファーマバイオ株式会社 社外取締役                                                 |

- (注) 1. 取締役古谷 昇氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役福田 訓士氏、監査役植田 俊道氏及び監査役山角 健氏は、社外監査役であります。
3. 監査役植田 俊道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、古谷 昇氏、福田 訓士氏、植田 俊道氏、及び山角 健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                      | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 3名<br>(1) | 74百万円<br>(6) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(3)  | 27<br>(27)   |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 6<br>(4)  | 101<br>(33)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成25年3月15日開催の臨時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成25年3月15日開催の臨時株主総会において、年額3億円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役古谷 昇氏は、有限会社ビークル代表取締役、コンビ株式会社社外取締役、株式会社ジンズ社外取締役、ビルコム株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役福田 訓士氏は、株式会社プラチナネットワークの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役植田 俊道氏は、響きパートナーズ株式会社取締役パートナー、サインポスト株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役山角 健氏は、ファーマバイオ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 古 谷 昇   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。経営に関する高い見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                    |
| 監査役 福 田 訓 士 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。経営に関する高い見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。         |
| 監査役 植 田 俊 道 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 山 角 健   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。経営に関する高い見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の研究開発並びに内部管理体制について、適宜必要な発言を行っております。     |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会が、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決議した内容の概要は、当事業年度末現在、次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - ロ. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - ハ. 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険への管理に関する体制
  - イ. 取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
  - ロ. 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
  - ロ. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - ハ. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 経営管理部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
  - ロ. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - ハ. 経営管理部は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、経営管理部については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - ロ. 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ロ. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
- ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ニ. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、平成26年12月に取締役会決議を行った当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

平成29年2月1日から平成30年1月31日までの期間においては、職務の執行が効率的に行われること及び業務の適正を確保することを目的として、当社及び当社子会社における主要な業務プロセスの精査及び変更を行い、人員の増強を含めた運用体制の整備に努めました。

また、当社及び当社子会社はそれぞれ内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額         |
|-----------|-----------|---------------|-------------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |             |
| 流動資産      | 5,076,825 | 流動負債          | 2,106,923   |
| 現金及び預金    | 4,654,820 | 一年内返済予定の長期借入金 | 66,640      |
| 前渡金       | 372,901   | 未払金           | 522,308     |
| その他       | 49,103    | 未払費用          | 202,462     |
| 固定資産      | 116,728   | 前受金           | 1,292,269   |
| 有形固定資産    | 100,906   | その他           | 23,243      |
| 建物及び構築物   | 264       | 固定負債          | 2,233,380   |
| 工具、器具及び備品 | 93,865    | 長期借入金         | 2,233,380   |
| 建設仮勘定     | 6,775     | 負債合計          | 4,340,303   |
| 無形固定資産    | 5,351     | (純資産の部)       |             |
| 投資その他の資産  | 10,470    | 株主資本          | 706,851     |
| 資産合計      | 5,193,554 | 資本金           | 3,875,072   |
|           |           | 資本剰余金         | 7,586,514   |
|           |           | 利益剰余金         | △10,754,555 |
|           |           | 自己株式          | △180        |
|           |           | その他の包括利益累計額   | 126,936     |
|           |           | 為替換算調整勘定      | 126,936     |
|           |           | 新株予約権         | 19,463      |
|           |           | 純資産合計         | 853,251     |
|           |           | 負債・純資産合計      | 5,193,554   |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成29年2月1日)  
(至 平成30年1月31日)

(単位：千円)

| 科 目                | 金         | 額          |
|--------------------|-----------|------------|
| 事業収益               |           | 490,509    |
| 事業費用               |           |            |
| 研究開発費              | 4,156,101 |            |
| その他の販売費及び一般管理費     | 712,790   | 4,868,891  |
| 営業損失(△)            |           | △4,378,381 |
| 営業外収益              |           |            |
| 受取利息               | 24,766    |            |
| 補助金収入              | 679,150   |            |
| その他                | 851       | 704,769    |
| 営業外費用              |           |            |
| 支払利息               | 26,143    |            |
| 為替差損               | 180,955   |            |
| 資金調達費用             | 67,128    | 274,228    |
| 経常損失(△)            |           | △3,947,840 |
| 特別利益               |           |            |
| 新株予約権戻入益           | 8,723     | 8,723      |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |           | △3,939,117 |
| 法人税、住民税及び事業税       |           | 1,210      |
| 当期純損失(△)           |           | △3,940,327 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |           | △3,940,327 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年2月1日)  
(至 平成30年1月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |             |         |             |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金   | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 3,852,012 | 7,563,454 | △6,814,228  | △146    | 4,601,091   |
| 当 期 変 動 額               |           |           |             |         |             |
| 新 株 の 発 行               | 23,059    | 23,059    |             |         | 46,119      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |           |           | △3,940,327  |         | △3,940,327  |
| 自己株式の取得                 |           |           |             | △33     | △33         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |             |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 23,059    | 23,059    | △3,940,327  | △33     | △3,894,240  |
| 当 期 末 残 高               | 3,875,072 | 7,586,514 | △10,754,555 | △180    | 706,851     |

|                         | その他の包括利益累計額 |             | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-------------------------|-------------|-------------|--------|------------|
|                         | 為替換算調整勘定    | その他の利益累計額合計 |        |            |
| 当 期 首 残 高               | △21,642     | △21,642     | 15,548 | 4,594,998  |
| 当 期 変 動 額               |             |             |        |            |
| 新 株 の 発 行               |             |             |        | 46,119     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |             |             |        | △3,940,327 |
| 自己株式の取得                 |             |             |        | △33        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 148,578     | 148,578     | 3,914  | 152,493    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 148,578     | 148,578     | 3,914  | △3,741,747 |
| 当 期 末 残 高               | 126,936     | 126,936     | 19,463 | 853,251    |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |              |
|----------|--------------|
| 連結子会社の数  | 1社           |
| 連結子会社の名称 | SanBio, Inc. |

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 39年

機械装置及び運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～5年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）で償却しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

##### ② 役員賞与引当金

役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 178,284千円

2. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 3,100,000千円 |
| 借入実行残高       | 1,000,000千円 |
|              | <hr/>       |
|              | 2,100,000千円 |

上記の貸出コミットメント契約について、次の財務制限条項が付されております(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております)。

(1) 平成32年1月決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期間について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とならないようにすること。

(連結損益計算書に関する注記)

補助金収入

カリフォルニア州再生医療機構(CIRM)からの脳梗塞フェーズ2b臨床試験に関する補助金は、各マイルストンの条件達成時に営業外収益に計上しております。なお、開発が成功し商業化された場合には、補助金交付額の全額を一括等でカリフォルニア州に返還する義務が定められております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 45,492,281株
2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 727,526株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項  
当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。  
外貨建の現金及び預金、金銭債務である未払金等は、為替変動リスクに晒されております。外貨建の債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。また、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項  
平成30年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時 価(*)      | 差 額   |
|------------|-------------------|-------------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 4,654,820         | 4,654,820   | —     |
| (2) 未払金    | (522,308)         | (522,308)   | —     |
| (3) 長期借入金  | (2,300,020)       | (2,295,791) | 4,228 |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めています。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 18円33銭
- 1株当たり当期純損失(△) △86円85銭

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による行使価額修正条項付第13回新株予約権の発行)

1. 募集の概要

当社は、平成30年3月20日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第13回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しました。なお、募集の概要は以下のとおりであります。

本新株予約権

|                                                    |                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 新株予約権の割当日                                      | 平成30年4月6日                                                                                                                                                         |
| (2) 新株予約権の総数                                       | 40,000個                                                                                                                                                           |
| (3) 発行価額                                           | 新株予約権1個につき金2,500円                                                                                                                                                 |
| (4) 発行価額の総額                                        | 新株予約権の払込総額 金100,000,000円                                                                                                                                          |
| (5) 当該発行による潜在株式数                                   | 潜在株式数:4,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。<br>下限行使価額は2,660円となりますが、下限行使価額においても、潜在株式数は4,000,000株であります。                                                          |
| (6) 資金調達額<br>(差引手取概算額)                             | 15,290,000,000円(注)                                                                                                                                                |
| (7) 新株予約権の行使により株式<br>を発行する場合における増加<br>する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (8) 行使価額及び<br>行使価額の修正条件                            | 当初行使価額 3,800円<br>行使価額は、平成30年4月9日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は2,660円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。 |
| (9) 募集又は割当方法                                       | 第三者割当方式                                                                                                                                                           |
| (10) 割当先及び割当新株予約権数                                 | 野村證券株式会社 40,000個                                                                                                                                                  |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (11) そ の 他 | <p>当社は、割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」という。）に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができる期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができること、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において合意する予定であります。</p> |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、行使価額の修正又は調整により増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。

## 2. 資金の使途

| 具体的な使途                                                | 金額<br>(百万円) | 支出予定時期          |
|-------------------------------------------------------|-------------|-----------------|
| (1) SB623市販後の製造・物流・販売体制構築                             | 8,000       | 平成30年4月～平成34年1月 |
| (2) 日本での慢性期脳梗塞プログラムに係る開発及びSB623の将来の販売に向けた地域拡大のための研究開発 | 4,000       | 平成30年4月～平成34年1月 |
| (3) SB623の新規適応拡大と新規物質の導入のための研究開発                      | 3,290       | 平成30年4月～平成34年1月 |
| 合計                                                    | 15,290      |                 |

# 貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額        |
|-----------|-----------|---------------|------------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |            |
| 流動資産      | 2,564,696 | 流動負債          | 140,096    |
| 現金及び預金    | 2,526,742 | 一年内返済予定の長期借入金 | 66,640     |
| 前渡金       | 50        | 未払金           | 30,675     |
| 前払費用      | 10,760    | 未払費用          | 19,537     |
| その他       | 27,143    | 未払法人税等        | 19,573     |
| 固定資産      | 5,413,639 | 預り金           | 3,669      |
| 投資その他の資産  | 5,413,639 | 固定負債          | 2,233,380  |
| 関係会社株式    | 297,091   | 長期借入金         | 2,233,380  |
| 関係会社長期貸付金 | 4,895,550 | 負債合計          | 2,373,476  |
| その他       | 220,998   | (純資産の部)       |            |
| 資産合計      | 7,978,335 | 株主資本          | 5,585,395  |
|           |           | 資本金           | 3,875,072  |
|           |           | 資本剰余金         | 3,872,572  |
|           |           | 資本準備金         | 3,872,572  |
|           |           | 利益剰余金         | △2,162,069 |
|           |           | その他利益剰余金      | △2,162,069 |
|           |           | 繰越利益剰余金       | △2,162,069 |
|           |           | 自己株式          | △180       |
|           |           | 新株予約権         | 19,463     |
|           |           | 純資産合計         | 5,604,858  |
|           |           | 負債・純資産合計      | 7,978,335  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 平成29年 2月 1日)  
(至 平成30年 1月 31日)

(単位：千円)

| 科 目                          | 金       | 額               |
|------------------------------|---------|-----------------|
| <b>事 業 費 用</b>               |         |                 |
| 研 究 開 発 費                    | 135,621 |                 |
| その他の販売費及び一般管理費               | 431,936 | 567,557         |
| <b>営 業 損 失 ( △ )</b>         |         | <b>△567,557</b> |
| <b>営 業 外 収 益</b>             |         |                 |
| 受 取 利 息                      | 161,109 |                 |
| そ の 他                        | 850     | 161,959         |
| <b>営 業 外 費 用</b>             |         |                 |
| 支 払 利 息                      | 26,143  |                 |
| 為 替 差 損                      | 180,902 |                 |
| 資 金 調 達 費 用                  | 67,128  | 274,174         |
| <b>経 常 損 失 ( △ )</b>         |         | <b>△679,772</b> |
| <b>特 別 利 益</b>               |         |                 |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益              | 8,723   | 8,723           |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )</b> |         | <b>△671,049</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税        |         | 1,210           |
| <b>当 期 純 損 失 ( △ )</b>       |         | <b>△672,259</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成29年2月1日)  
(至 平成30年1月31日)

(単位：千円)

|                        | 株 主 資 本   |           |           |            |            |         | 株 主 資 本 計 |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|
|                        | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金  |            | 自 己 株 式 |           |
|                        |           | 資本準備金     | 資本剰余金計    | その他利益剰余金計  | 利益剰余金計     |         |           |
| 当 期 首 残 高              | 3,852,012 | 3,849,512 | 3,849,512 | △1,489,810 | △1,489,810 | △146    | 6,211,567 |
| 当 期 変 動 額              |           |           |           |            |            |         |           |
| 新 株 の 発 行              | 23,059    | 23,059    | 23,059    |            |            |         | 46,119    |
| 当期純損失(△)               |           |           |           | △672,259   | △672,259   |         | △672,259  |
| 自己株式の取得                |           |           |           |            |            | △33     | △33       |
| 株主資本以外の項目<br>当期変動額(純額) |           |           |           |            |            |         |           |
| 当期変動額合計                | 23,059    | 23,059    | 23,059    | △672,259   | △672,259   | △33     | △626,172  |
| 当 期 末 残 高              | 3,875,072 | 3,872,572 | 3,872,572 | △2,162,069 | △2,162,069 | △180    | 5,585,395 |

|                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 計   |
|------------------------|-----------|-----------|
| 当 期 首 残 高              | 15,548    | 6,227,115 |
| 当 期 変 動 額              |           |           |
| 新 株 の 発 行              |           | 46,119    |
| 当期純損失(△)               |           | △672,259  |
| 自己株式の取得                |           | △33       |
| 株主資本以外の項目<br>当期変動額(純額) | 3,914     | 3,914     |
| 当期変動額合計                | 3,914     | △622,257  |
| 当 期 末 残 高              | 19,463    | 5,604,858 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

車両運搬具 6年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払費用」は、重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「未払費用」は8,365千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

|        |           |
|--------|-----------|
| 長期金銭債権 | 211,629千円 |
| 短期金銭債務 | 4,492千円   |
2. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

|      |         |
|------|---------|
| 金銭債務 | 2,104千円 |
|------|---------|

3. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 3,100,000千円 |
| 借入実行残高       | 1,000,000千円 |
|              | <hr/>       |
|              | 2,100,000千円 |

上記の貸出コミットメント契約について、次の財務制限条項が付されております(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております)。

- (1) 平成32年1月決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期間について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とならないようにすること。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 営業取引以外の取引による取引高 |           |
| 受取利息            | 142,224千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 115株 |
|------|------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|          |                  |
|----------|------------------|
| 繰延税金資産   |                  |
| 減価償却超過額  | 4,966千円          |
| 賞与引当金    | 2,600千円          |
| 未払事業税    | 5,623千円          |
| 株式報酬費用   | 5,811千円          |
| 繰越欠損金    | 621,519千円        |
| その他      | 387千円            |
| 繰延税金資産小計 | <hr/> 640,909千円  |
| 評価性引当額   | <hr/> △640,909千円 |
| 繰延税金資産合計 | <hr/> —千円        |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称       | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容        | 取引金額      | 科目            | 期末残高      |
|-----|--------------|----------------|-----------|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 子会社 | SanBio, Inc. | 所有<br>直接 100%  | 役員兼務      | 資金の貸付        | 4,893,300 | 関係会社<br>長期貸付金 | 4,895,550 |
|     |              |                | 資金の貸付     | 利息の受取<br>(注) | 142,224   | 長期未収<br>収益    | 211,629   |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) SanBio, Inc. への資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類             | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容         | 取引金額<br>(注2) | 科目  | 期末残高  |
|----------------|----------------|--------------------|-----------|---------------|--------------|-----|-------|
| 役員及び<br>個人主要株主 | 森 敬太           | 被所有<br>直接<br>13.2% | 当社代表取締役社長 | 経費の立替<br>(注1) | 9,089        | 未払金 | 1,005 |

(注1) 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 122円78銭  
1株当たり当期純損失(△) △14円82銭

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による行使価額修正条項付第13回新株予約権の発行)

当社は、平成30年3月20日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第13回新株予約権の発行を決議しました。詳細につきましては、連結計算書類の【連結注記表】(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 3月23日

サンバイオ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンバイオ株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 3月23日

サンバイオ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンバイオ株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月23日

サンバイオ株式会社 監査役会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 福 | 田 | 訓 | 士 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 植 | 田 | 俊 | 道 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 山 | 角 |   | 健 | ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 監査役1名選任の件

監査役 福田 訓士氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款第33条第2項の規定により、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                               | 所有する当社<br>株式の数<br>(千株) |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| たなはし まさあき<br>棚橋 正 顕<br>(1962年4月10日生) | 1986年4月 コナミ株式会社 入社<br>1995年8月 グラムス株式会社 入社<br>1996年4月 同社常務取締役就任<br>2014年6月 株式会社イオレ 社外常勤監査役就任<br>2016年11月 株式会社SELTECH 監査役就任(現任) | —                      |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 棚橋 正顕氏は、社外監査役候補者であります。
3. 棚橋 正顕氏が監査役に就任することとなった場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。また、同氏が監査役に選任された場合、当社は同氏と当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
4. 棚橋 正顕氏は、企業における管理部や経営企画部門を中心に長年培われた豊富な経験、幅広い知識を有することに加え、ベンチャー企業等での監査経験が豊富であり、それらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任するものであります。

## 第2号議案 当社及び当社の子会社の従業員に対する新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の承認の件

### 1. 提案の理由

#### (1) プランの趣旨及び目的

当社は、当社及び当社の子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的として、当社及び当社の子会社の従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行したいと考えております。

その発行の際には、会社法第238条及び第240条の定めに従い、当社取締役会の決議をもって新株予約権の募集事項を決定いたしますが、米国カリフォルニア州に所在する当社の子会社SanBio, Inc.の米国従業員を対象者に含めて新株予約権を発行するに当たっては、米国法上、新株予約権の発行の計画の内容を株主総会の決議により定めることが必要となる場合があることから、当該計画の内容として、下記2.の内容の「サンバイオ株式会社 2018年～2020年従業員向けインセンティブ・ストック・オプション・プラン」（以下「2018年インセンティブ・プラン」といいます。）及び下記3.の内容の「サンバイオ株式会社 2018年～2020年従業員向けストック・オプション・プラン」（以下「2018年プラン」といいます。）のご承認をお願いするものであります。

2018年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権は、その行使価額について、新株予約権の割当日における当社株式の公正価値を下回らないものとするにより（下記2.（5）ご参照）、割当日後の当社株価の上昇分が従業員の利益となるようにするものであり、2018年プランに基づく新株予約権は、その行使価額を1円とすることにより（下記3.（5）ご参照）、従業員に実質的に株式報酬を付与しようとするものです。この両者のストック・オプションを発行することにより、優秀な人材の確保の手段としてストック・オプションを活用するほか、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けた従業員の意欲や士気を多角的に喚起することが可能になるものと考えています。

#### (2) 発行済の新株予約権の取得・消却等

なお、当社は、平成28年4月28日開催の当社第3回定時株主総会において、当社及び当社子会社の従業員を割当対象者とし、最大で当社普通株式150,000株を目的とするストック・オプションとしての新株予約権の発行について、「サンバイオ株式会社 2016年～2018年従業員向けインセンティブ・ストッ

ク・オプション・プラン」(以下「2016年インセンティブ・プラン」といいます。)をご承認いただきました。当社は、これまで、2016年インセンティブ・プランに基づき、第7回乃至第10回新株予約権として、すでに合計148,400株の当社普通株式を目的とする新株予約権を発行していますが、第7回乃至第9回新株予約権については、付与対象者である従業員の退職により、各回次の新株予約権の発行要領中の無償取得事由に該当することとなったものがありますので、平成30年3月13日開催の取締役会において、当該発行要領の規定に基づき、合計84,800個の新株予約権(その目的である株式は、普通株式84,800株)について、同月30日付で、当社にて無償取得の上、消却することを決議いたしました。

本議案でご承認をお願いする2018年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式は、当社普通株式最大30,000株であり、2018年プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式は、当社普通株式最大6,000株であることから、これらのプランとは別に上記取締役会において当社のコンサルタントに対して発行することを決議した第12回新株予約権の目的である株式の数4,000株と合わせても、その目的である株式の数は合計で最大40,000株であり、上記のとおり取得・消却される第7回乃至第9回新株予約権の目的である株式の数84,800株を下回るものであって、適切な規模であるものと考えております。

また、当社は、上記取締役会において、2018年プランに基づくストック・オプションとして、当社及び当社子会社の従業員に対し、第11回新株予約権3,200個(その目的である株式は、普通株式3,200株)を発行することを決議しておりますが、当該第11回新株予約権は、本総会において2018年プランが承認されることを行使条件とするものです。

## 2. 2018年インセンティブ・プランの内容

### (1) 2018年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権

当社の新株予約権(以下2.において「本新株予約権」という。)を発行する。本新株予約権は、インセンティブ・ストック・オプション(米国内国歳入法典第422条で定義されるところを意味する。以下2.において「ISO」という。)又はISOとして適格とならないストック・オプションとして発行することができる。

(2) 本新株予約権の割当対象者

当社及び当社の子会社（米国内国歳入法典第424条(f)で定義されるところを意味する。）の従業員

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数

当社普通株式 最大30,000株

本新株予約権が未行使のまま失効又は行使不能となった場合には、2018年インセンティブ・プランが終了していない限り、当社は、当該本新株予約権の目的である株式を、2018年インセンティブ・プランに基づく将来の株式の付与又は売却に用いることができる。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4) 本新株予約権1個当たりの割当時の払込金額

金銭の払込みは不要とする。

- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要  
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額（以下2.において「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日における当該株式の公正価値を下回らないものとする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

- (6) 本新株予約権の行使期間

2018年インセンティブ・プランに基づく米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権の行使期間は、割当日から10年以内でなければならない。

- (7) 本新株予約権の譲渡禁止

当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならな

いものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は(iii)1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下2.において「米国証券法」という。）規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下2.において「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下2.において「規則12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は(ii)加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には2018年インセンティブ・プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

#### (8) 本新株予約権の行使可能性

米国カリフォルニア州の従業員に関して、本新株予約権を行使する権利は、本新株予約権者が当社又は当社の子会社における自らの雇用が終了する日に行使する権利を有する範囲内で、以下のうち最も早い時点まで引き続き行使することができるものとする。

- (i) 雇用の終了が死亡又は無能力に起因する場合、当該終了日から6ヶ月(本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において6ヶ月よりも長い期間が定められている場合には、当該期間)が経過する時点
  - (ii) 雇用の終了が死亡又は無能力以外の理由に起因する場合、当該終了日から30日(本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において30日よりも長い期間が定められている場合には、当該期間)が経過する時点
  - (iii) 本新株予約権が失効するまでの最長期間の末日
- (9) 2018年インセンティブ・プランの有効期間
- 2018年インセンティブ・プランに基づくいずれの本新株予約権も、(a) 当社の取締役会が2018年インセンティブ・プランを決定する日、又は(b) 当社の株主が2018年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から3年以内に発行されなければならない。
- (10) 2018年インセンティブ・プランの加入者に対する情報の提供
- (i) 2018年インセンティブ・プランの加入者の総数が500名以上となり、当社が規則12h-1(f)免除に依拠する日、又は(ii)当社が米国証券法規則701に従い2018年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求される日のいずれかの早い方の日から、当社が米国証券取引所法第13条若しくは第15(d)条の報告要件に服することとなるか、規則12h-1(f)免除に依拠しなくなるか、又は米国証券法規則701に従い2018年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求されなくなる時点まで、当社は、少なくとも6ヶ月毎に、2018年インセンティブ・プランの各加入者に対して、米国証券法規則701(e)(3)、(4)及び(5)に記載される情報を、作成から180日以内の財務諸表とともに提供するものとし、また、当該情報は2018年インセンティブ・プランの各加入者に対して、物理的に又は電子的交付により提供されるものとする。
- (11) 2018年インセンティブ・プランの株主による承認
- 2018年インセンティブ・プランは、2018年インセンティブ・プランが当社の取締役会により決定された日から12ヶ月以内に、当社の発行済議決権付株式の過半数を有する株主により承認されなければならない。

(12) その他の諸条件

当社は、日本の会社法及び当社の定款に従い、2018年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の発行に際してその他の諸条件を定めることができる。

3. 2018年プランの内容

(1) 2018年プランに基づき発行される新株予約権

当社の新株予約権（以下3.において「本新株予約権」という。）を発行する。

(2) 本新株予約権の割当対象者

当社及び当社の子会社（米国内国歳入法典第424条(f)で定義されるところを意味する。）の従業員

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数

当社普通株式 最大6,000株

本新株予約権が未行使のまま失効又は行使不能となった場合には、2018年プランが終了していない限り、当社は、当該本新株予約権の目的である株式を、2018年プランに基づく将来の株式の付与又は売却に用いることができる。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合等の比率

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

- (4) 本新株予約権 1 個当たりの割当時の払込金額  
金銭の払込みは不要とする。
- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要  
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。  
本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式 1 株当たりの金額は、1 円とする。
- (6) 本新株予約権の行使期間  
2018年プランに基づく米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権の行使期間は、割当日から10年以内でなければならない。
- (7) 本新株予約権の譲渡禁止  
当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i) 遺言によるか、(ii) 相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は (iii) 1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下 3. において「米国証券法」という。）規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下 3. において「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づ

き公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除(以下3.において「規則12h-1(f)免除」という。)に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は(行使する前は)本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法(ショートポジション、「ブットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」(それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。)をとる方法を含む。)によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」(米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。)である者に対して、又は(ii)加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には2018年プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

#### (8) 本新株予約権の行使可能性

米国カリフォルニア州の従業員に関して、本新株予約権を行使する権利は、本新株予約権者が当社又は当社の子会社における自らの雇用が終了する日に行使する権利を有する範囲内で、以下のうち最も早い時点まで引き続き行使することができるものとする。

- (i) 雇用の終了が死亡又は無能力に起因する場合、当該終了日から6ヶ月(本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において6ヶ月よりも長い期間が定められている場合には、当該期間)が経過する時点
- (ii) 雇用の終了が死亡又は無能力以外の理由に起因する場合、当該終了日から30日(本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において30日よりも長い期間が定められている場合には、当該期間)が経過する時点
- (iii) 本新株予約権が失効するまでの最長期間の末日

(9) 2018年プランの有効期間

2018年プランに基づくいずれの本新株予約権も、(a)当社の取締役会が2018年プランを決定する日、又は(b)当社の株主が2018年プランを承認する日のいずれかの早い方の日から3年以内に発行されなければならない。

(10) 2018年プランの加入者に対する情報の提供

(i)2018年プランの加入者の総数が500名以上となり、当社が規則12h-1(f)免除に依拠する日、又は(ii)当社が米国証券法規則701に従い2018年プランの加入者に情報を提供することを要求される日のいずれかの早い方の日から、当社が米国証券取引所法第13条若しくは第15(d)条の報告要件に服することとなるか、規則12h-1(f)免除に依拠しなくなるか、又は米国証券法規則701に従い2018年プランの加入者に情報を提供することを要求されなくなる時点まで、当社は、少なくとも6ヶ月毎に、2018年プランの各加入者に対して、米国証券法規則701(e)(3)、(4)及び(5)に記載される情報を、作成から180日以内の財務諸表とともに提供するものとし、また、当該情報は2018年プランの各加入者に対して、物理的に又は電子的交付により提供されるものとする。

(11) 2018年プランの株主による承認

2018年プランは、2018年プランが当社の取締役会により決定された日から12ヶ月以内に、当社の発行済議決権付株式の過半数を有する株主により承認されなければならない。

(12) その他の諸条件

当社は、日本の会社法及び当社の定款に従い、2018年プランに基づく本新株予約権の発行に際してその他の諸条件を定めることができる。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田美土代町7番地

住友不動産神田ビル 2階 ベルサール神田

TEL 03-5281-3053



- 交通 都営地下鉄新宿線 小川町駅 B6出口より 徒歩約2分  
東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B6出口より 徒歩約2分  
東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 A6出口より 徒歩約3分